

平成二十五年国土交通省令第三十一号

船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備及び経過措置に関する省令 抄

船員法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

目次

第一章 関係省令の整備（第一条―第七条）

第二章 経過措置（第八条―第十七条）

附則

第二章 経過措置

（改正法附則第六条第一項の相当検査）

第八条 船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号。以下「検査規則」という。）第三条、第四条第一項、第五条第一項（第二号に係るものを除く。）及び第三項、第六条並びに第十条第一項の規定は、船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第六条第一項の規定による改正法による改正後の船員法（以下「新法」という。）第百条の二第二項の検査に相当する検査について準用する。この場合において、同令第一号様式中「船員の労働条件等の検査等に関する規則第3条」とあるのは「船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備及び経過措置に関する省令第8条第1項において準用する船員の労働条件等の検査等に関する規則第4条第1項」と読み替えるものとする。

第九条 検査規則第十一条、第十二条及び第十六条の規定は、改正法附則第六条第二項の証書について準用する。この場合において、同令第五号様式中「船員の労働条件等の検査等に関する規則第12条第1項」とあるのは「船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備及び経過措置に関する省令第9条第1項において準用する船員の労働条件等の検査等に関する規則第12条第1項」と読み替えるものとする。

第十条 検査規則第十四条から第十六条までの規定は、改正法附則第六条第四項の証書について準用する。この場合において、同令第七号様式中「船員の労働条件等の検査等に関する規則第15条第1項」とあるのは「船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備及び経過措置に関する省令第9条第2項において準用する船員の労働条件等の検査等に関する規則第15条第1項」と読み替えるものとする。

の整備及び経過措置に関する省令第8条第2項において準用する船員の労働条件等の検査等に関する規則第3条」と、同令第三号様式中「船員の労働条件等の検査等に関する規則第4条第2項」とあるのは「船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備及び経過措置に関する省令第8条第2項において準用する船員の労働条件等の検査等に関する規則第4条第2項」と読み替えるものとする。

（改正法附則第六条第二項の証書及び同条第四項の証書）

第九條 検査規則第十一条、第十二条及び第十六条の規定は、改正法附則第六条第二項の証書について準用する。この場合において、同令第五号様式中「船員の労働条件等の検査等に関する規則第12条第1項」とあるのは「船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備及び経過措置に関する省令第9条第1項において準用する船員の労働条件等の検査等に関する規則第12条第1項」と読み替えるものとする。

第十條 検査規則第十四条から第十六条までの規定は、改正法附則第六条第四項の証書及び同条第四項の証書について準用する。この場合において、同令第九号様式中「船員の労働条件等の検査等に関する規則第18条第1項」とあるのは「船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備及び経過措置に関する省令第10条において準用する船員の労働条件等の検査等に関する規則第18条第1項」と読み替えるものとする。

第十一條 検査規則第二十三条の規定は、第九條第一項及び第二項において準用する同令第十六条第一項の規定により交付された海上労働遵守措置認定書について準用する。

第十二條 改正法附則第六条第三項の国土交通省令で定める事由は、同条第二項の証書の交付を受けた船舶が、新法第百条の三第一項各号の要件に相当する要件のいずれかに適合していないと認められることとする。

第十三條 改正法附則第六項の国土交通省令で定める事由は、同条第四項の証書の交付を受けた船舶が、新法第百条の六第三項各号の要件に相当する要件のいずれかに適合していないと認められることとする。

第十四條 改正法附則第六項の国土交通省令で定める事由は、同条第四項の証書の交付を受けた船舶が、新法第百条の六第三項各号の要件に相当する要件のいずれかに適合していないと認められることとする。

第十五條 改正法附則第七項の国土交通省令で定める事由は、同条第四項の証書の交付を受けた船舶が、新法第百条の六第三項各号の要件に相当する要件のいずれかに適合していないと認められることとする。

第十六條 改正法附則第八項の国土交通省令で定める事由は、同条第四項の証書の交付を受けた船舶が、新法第百条の六第三項各号の要件に相当する要件のいずれかに適合していないと認められることとする。

第十七條 改正法附則第九項の国土交通省令で定める事由は、同条第四項の証書の交付を受けた船舶が、新法第百条の六第三項各号の要件に相当する要件のいずれかに適合していないと認められることとする。

第十八條 改正法附則第十項の国土交通省令で定める事由は、同条第四項の証書の交付を受けた船舶が、新法第百条の六第三項各号の要件に相当する要件のいずれかに適合していないと認められることとする。

第十九條 改正法附則第十項の国土交通省令で定める事由は、同条第四項の証書の交付を受けた船舶が、新法第百条の六第三項各号の要件に相当する要件のいずれかに適合していないと認められることとする。

第二十條 改正法附則第十項の国土交通省令で定める事由は、同条第四項の証書の交付を受けた船舶が、新法第百条の六第三項各号の要件に相当する要件のいずれかに適合していないと認められることとする。

第二十一條 改正法附則第十項の国土交通省令で定める事由は、同条第四項の証書の交付を受けた船舶が、新法第百条の六第三項各号の要件に相当する要件のいずれかに適合していないと認められることとする。

第二十二條 改正法附則第十項の国土交通省令で定める事由は、同条第四項の証書の交付を受けた船舶が、新法第百条の六第三項各号の要件に相当する要件のいずれかに適合していないと認められることとする。

第二十三條 改正法附則第十項の国土交通省令で定める事由は、同条第四項の証書の交付を受けた船舶が、新法第百条の六第三項各号の要件に相当する要件のいずれかに適合していないと認められることとする。

(施行期日)

第一条 この省令は、二千六年の海上の労働に關する条約が日本國について効力を生ずる日から施行する。ただし、第六條の規定中國土交通省組織規則第九十九條第四項の改正規定、第七條の規定中地方運輸局組織規則第七十九條第一項及び第一百條第一項の改正規定並びに第二章の規定は、改正法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年五月一日）から施行する。

姓名: _____ 性别: _____ 年龄: _____ 职业: _____

出生年月: _____ 民族: _____ 籍贯: _____

工作单位: _____

联系电话: _____

电子邮箱: _____

联系地址: _____

邮编: _____

身份证号: _____

血型: _____

婚姻状况: _____

健康状况: _____

兴趣爱好: _____

自我评价: _____

其他说明: _____

申请人: _____ 日期: _____

审核人: _____ 日期: _____

备注: _____